

令和7年度（令和7年6月～令和8年5月分）

# 特別徴収のしおり

- 市民税・県民税、森林環境税特別徴収納入書
- 給与支払報告にかかると特別徴収にかかると異なる給与所得者異動届出書
- 特別徴収への切替申請書
- 特別徴収義務者所在地等変更通知書
- 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書
- 指定通知書

— お 願 い —

○退職転勤等による異動届出書は翌月の10日までに必ず提出してください。

○徴収した月割額は徴収すべき月の翌月10日までに納入してください。

○納入書は必ず当月分を使用してください。

石 垣 市 役 所  
税 務 課

〒907-8501

沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

電話 0980 (83) 1133

# 令和7年度 市民税・県民税、森林環境税特別徴収義務者指定通知書

特別徴収義務者 殿

石垣市長 中山 義隆



地方税法第41条及び第321条の4第1項並びに石垣市税条例第45条の規定によって、あなたを令和7年度市民税・県民税、森林環境税の特別徴収義務者にご指定申し上げ、特別徴収税額を別紙個人明細書のとおり通知いたしますので、徴収ならびに納入方よろしくお願いいたします。

なお、別紙の「税額通知書（納税義務者用）」を交付した後に、納税義務者が通知書の特別徴収税額のうち給与所得以外の所得にかかる税額の全部または一部を普通徴収の方法によって徴収されたい旨を申し出た場合においては、その旨を遅くとも**6月30日**までに申し出てください。また、この通知に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して、**3か月**以内に市長に対して審査請求をすることができます。

# 令和7年度 市民税・県民税、森林環境税特別徴収について

市民税・県民税、森林環境税（以下、市民税・県民税等）の特別徴収につきましては、格別のご協力を賜わり深く感謝いたします。さて、令和7年度市民税・県民税等の特別徴収につきましては、貴殿を特別徴収義務者に指定しましたので、下記取扱要領にご留意の上お取扱いいただきますようお願いいたします。

## 特別徴収事務取扱要領

### (1) 市民税・県民税等の特別徴収

給与所得者の市民税・県民税等については、地方税法第321条の3の規定により、特別徴収の方法によって徴収することになっており、特別徴収とは、給与支払者が給与の支払を行うとき、市民税・県民税等の月割額を差引いて一括納入していただく制度をいいます。

### (2) 特別徴収義務者

地方税法第321条の4の規定により、給与の支払をする者のうち所得税法第183条（源泉徴収義務）の規定によって給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を特別徴収義務者として指定し、市民税・県民税等を徴収、納付させることとされています。

従って、市から送達された税額通知書によって毎月定められた税額を給与から差引き、定められた期限までに納入する義務が生じることになります。

### (3) 特別徴収によって市民税・県民税等を徴収される者

令和6年中に給与の支払を受け、かつ令和7年4月1日現在給与の支払を受けている者

### (4) 納税義務のない者

生活保護法の規定による生活扶助を受けている者、並びに令和7年1月1日現在、障害者、未成年者（平成19年1月3日以降生まれ）、寡婦又はひとり親で令和6年中の合計所得金額が135万円以下の者

### (5) 市民税・県民税等特別徴収税額通知書

特別徴収関係書類を受取られましたら、同封の税額通知書を納税義務者に交付してください。

### (6) 給与所得以外の所得に対する普通徴収の申出

納税義務者に給与所得以外の所得（事業所得・配当所得・不動産所得等）があるとき、これに係る税額は原則として給与所得に係る税額と合算して特別徴収することになっておりますが、納税義務者が6月30日までの間に給与所得以外の所得に対する所得割額の全部又は一

部を普通徴収（納税義務者が直接納付）により納付したい旨の申し出があったときは普通徴収の方法によることができますので、その旨納税義務者にお伝えくださると共に申し出があったときは直ちに石垣市税務課 特別徴収担当者あてに御連絡ください。

#### (7) 月割額の徴収方法

同封の令和7年度市民税・県民税等特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）にそれぞれの月額を記載しておりますので、第1回分（6月分）の月割額は支払の給与が何月分であっても実際に6月中に支給する給与から第1回分を徴収し、以降順次翌年の5月分まで、その該当する月割額を徴収してください。

#### (8) 月割額の納入及びその納入期限

徴収された月割額は、徴収すべき月の翌月10日までに納入してください（第1回分は7月10日、以降順次翌月10日まで）。なお、給与の遅払、その他天災・火災などにより納期限までに納入できないときは、納期限内に申し出てください。

#### (9) 納入の場所

1. 市役所内銀行窓口
2. 市民税・県民税等収納取扱金融機関（納入書裏面に記載）

※沖縄県外の郵便局を利用される場合、「指定通知書」を郵便局に提出後、納付してください。「指定通知書」は、このしおりの最後のページにあります。

#### (10) 月割額を納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が納期限までに月割額を納入しなかったときは、その翌日から納入の日までの期間に応じ延滞金が徴収されます。又、督促状発送の日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは滞納処分をうけることになります。

#### (11) 特別徴収に係る異動届

給与所得者に給与を支払う者が、当該給与所得者に給与の支払を行わないこととなった場合においては、その支払わないこととなった日の属する月の翌月10日までに綴込の「給与支払報告  
特別徴収にかかるとなる給与所得者異動届出書」により給与の支払を受けなくなった者の氏名、その者に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額、その他必要事項を記入し、一部（提出用）を市へ提出してください。なお、転勤される場合は特別徴収の継続のため特別徴収義務者の指定替えをしますので、遅滞なく届出されるようお願いいたします。

#### (12) 退職手当等からの一括徴収

納税義務者が退職・転勤又は無給休職などにより特別徴収ができなくなった未納額は、普通徴収の方法による納税通知書を市から直接納税義務者に交付し、納付していただくことになっていきますので、退職後の住所を正確に記入してください。

なお、令和7年5月1日から12月31日までの間の退職の場合は、給与所得者から申し出があったときに限り未納分の金額を給与又は退職手当等から一括徴収することができます。令和8年1月1日から4月30日までの間の退職の場合は、残税額をこえる給与又は退職手当等を支払う時は、本人からの申出に基づくことなく、未納税額を一括徴収しなければなりません。

### (13) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額に誤りがあったり、又はこれを変更する必要があるときは、「**税額変更通知書**」並びに「**税額変更に係る納税義務者への通知書**」をお送りしますので、後者の通知書を納税義務者に交付の上、変更の通知に指定してある月から変更後の月割額により徴収してください。

### (14) 審査請求

納税義務者は**税額通知書**に記載された事項に不服がある場合は、通知書を受取った日の翌日から**3か月**以内に市長に対して審査請求をすることができます。

### (15) 退職手当に係る特別徴収

退職所得に対する個人の市町村民税・県民税は、退職手当等の支払の際に、所得税の場合と同様に、退職手当等の支払者がその税額を計算し、その税額を退職手当等から納入していただくことになっています。

#### (1) 課税する市町村と納税義務者

退職所得に係る市町村民税・県民税を課税する市町村は、退職手当等の支払を受ける人のその**退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）**の属する年の1月1日現在における住所の所在する市町村です。

退職所得に対する個人の市町村民税・県民税の納税義務者は、市町村に住所を有する者で、退職手当等の支払を受ける方です。

#### (2) 特別徴収すべき税額の計算方法

- ・勤続年数5年以下の法人役員等の場合（支払金額－退職所得控除額）×税率（市町村民税6%、県民税4%）
- ・上記以外の場合（支払金額－退職所得控除額）× $\frac{1}{2}$ ×税率（市町村民税6%、県民税4%）

ただし、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職手当等について、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1課税は適用されません。

#### (3) 退職所得の控除額

勤続年数	控除額
20年まで	40万円×勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)
21年以上	800万円＋70万円×(勤続年数－20年)

※勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。

例) 22年9か月→23年

退職手当等 収入金額
---------------

 $-$ 

退職所得 控除額
-------------

 $=$ 

退職所得 控除後の 退職手当 の金額
-----------------------------

 $\times$ 

2分の1
------

 $\times$ 

税 率	
市 民 税	6 %
県 民 税	4 %

 $=$ 

特別徴収すべき税額	
市 民 税	
県 民 税	

(1,000円未満切捨て)

例) 勤続年数 24年 2 か月、退職手当支払額 14,223,632 円の場合：退職所得控除額 (25年として計算) → 11,500,000 円

14,223,632円
-------------

 $-$ 

11,500,000円
-------------

 $=$ 

2,723,632円
------------

 $\times$ 

2分の1 = 1,361,000円
-------------------------

 $\times$ 

税 率	
市民税 1,361,000円×6%=81,600円	
県民税 1,361,000円×4%=54,400円	

 $=$ 

特別徴収すべき税額	
市 民 税 81,600円	
県 民 税 54,400円	
合 計 136,000円	

(1,000円未満切捨て)                      (100円未満切捨て)

(100円未満切捨て)

#### (16) 納期の特例

特別徴収義務者は、給与の支払を受ける方が常時10人未満である場合は、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を市長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

- (1) 6月分から11月分までは12月10日まで
- (2) 12月分から5月分までは6月10日まで

# 市民税・県民税等算出方法

総 所 得 金 額

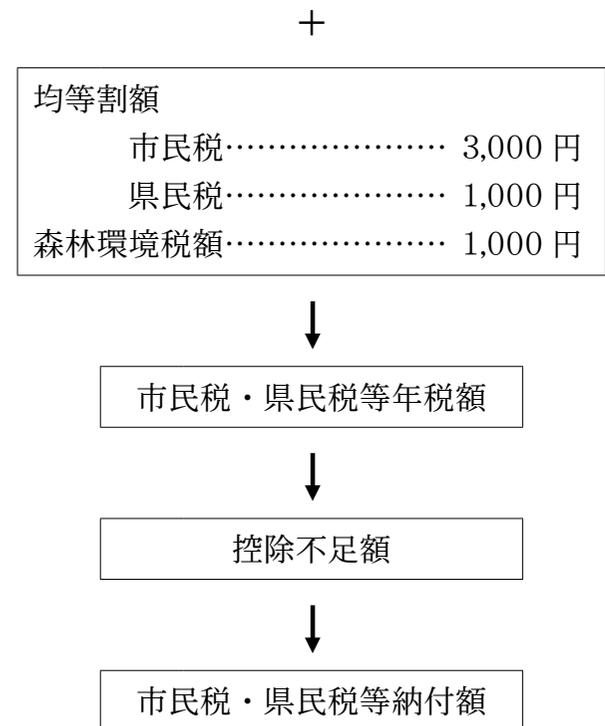
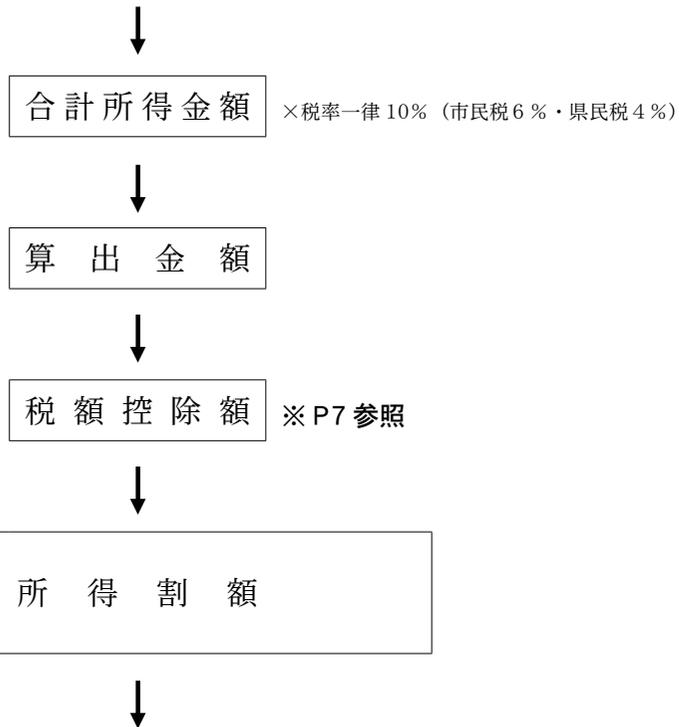
( 所 得 控 除 )

種 類	控 除 額																				
① 雑 損 所 得	次のいずれか多い方の金額 ① (損失の金額－保険金等により補てんされた額)－(総所得金額等合計額×1/10) ② (災害関連支出の金額)－5万円																				
② 医 療 費 控 除	次の①、②のいずれか一方を選択 ① (支払った医療費－保険金等により補てんされた額) －(総所得金額等の合計額×5/100)又は10万円のいずれか低い額 (限度額200万円) ② (支払った特定一般用医薬品等購入費の合計額－保険金等により補てんされた額)－(12,000円) (限度額88,000円)																				
③ 社 会 保 険 料 控 除	支払った額																				
④ 小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	支払った額																				
⑤ 生 命 保 険 料 控 除	(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約分) ①一般生命保険料控除【控除額(上限)】28,000円 ②介護医療保険料控除【控除額(上限)】28,000円 ③個人年金保険料控除【控除額(上限)】28,000円 ※①+②+③の合計額の上限は、70,000円になります。 計算式 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超32,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超56,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table> (2) 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約分) ①一般生命保険料控除【控除額(上限)】35,000円 ②個人年金保険料控除【控除額(上限)】35,000円 ※①+②の合計額の上限は、70,000円になります。 計算式 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年間の支払保険料等</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超40,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超70,000円以下</td> <td>支払保険料等×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円(上限)</td> </tr> </tbody> </table> ※(1)と(2)の双方の保険料等に係る控除がある場合、各控除の上限は28,000円で、合計額の上限は70,000円となります。	年間の支払保険料等	控除額	12,000円以下	支払保険料の金額	12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円(上限)	年間の支払保険料等	控除額	15,000円以下	支払保険料の金額	15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円	70,000円超	35,000円(上限)
年間の支払保険料等	控除額																				
12,000円以下	支払保険料の金額																				
12,000円超32,000円以下	支払保険料等×1/2+6,000円																				
32,000円超56,000円以下	支払保険料等×1/4+14,000円																				
56,000円超	28,000円(上限)																				
年間の支払保険料等	控除額																				
15,000円以下	支払保険料の金額																				
15,000円超40,000円以下	支払保険料等×1/2+7,500円																				
40,000円超70,000円以下	支払保険料等×1/4+17,500円																				
70,000円超	35,000円(上限)																				

⑥ 地震保険料控除	(1) 支払った保険料がすべて地震保険料契約に係るものである場合 ① 50,000円以下の場合……支払った保険料×1/2 ② 50,000円を超える場合……25,000円 (2) 支払った保険料がすべて旧長期損害保険料契約に係るものである場合 ① 支払った保険料が5,000円以下の場合……支払った保険料の全額 ② 支払った保険料が5,000円を超え15,000円以下の場合…… ……(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+2,500円 ③ 支払った保険料が15,000円を超える場合……10,000円 (3) (1)・(2)両方がある場合 (1)・(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額(最高25,000円)
⑦ 障 害 者 控 除	障害者である納税義務者、同一生計配偶者及び扶養親族(16歳未満含む) 1人につき……26万円 (特別障害者については……30万円) 同一生計配偶者及び扶養親族(16歳未満含む)で同居特別障害者 1人につき……53万円
⑧ 寡 婦 控 除	次の①又は②のいずれかに該当する場合……26万円 ① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ② 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人
⑨ ひ と り 親 控 除	婚姻歴や性別にかかわらず、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ本人の合計所得金額が500万円以下の場合……30万円 ※ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいる場合は対象外となります。
⑩ 勤 労 学 生 控 除	納税義務者が勤労学生である場合には……26万円
⑪ ( 配 偶 者 特 別 控 除 )	生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く。)を有する納税義務者で、前年の合計所得金額が1,000万円以下の者である場合には、その者の総所得金額から次の区分に応じた金額を控除します。(控除対象配偶者が70歳以上である場合は、老人に該当する。)

納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除 (所得金額48万円以下)	一 般	33万円	22万円	11万円	
	老 人	38万円	26万円	13万円	
配 偶 者 特 別 控 除	所 得 金 額		控 除 額		
	48万円超95万円以下		33万円	22万円	11万円
	95万円超100万円以下		33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下		31万円	21万円	11万円
	105万円超110万円以下		26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下		21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下		16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下		11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下		6万円	4万円	2万円	
130万円超133万円以下		3万円	2万円	1万円	

12 扶 養 控 除	<ul style="list-style-type: none"> <li>●控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢 16 歳以上の者をいう。） 1 人につき…………… 33 万円</li> <li>ただし、控除対象扶養親族が 19 歳以上 23 歳未満である場合 …… 45 万円</li> <li>控除対象扶養親族が 70 歳以上である場合 …………… 38 万円</li> <li>●納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、納税義務者又はその配偶者のいづれかと同居している 70 歳以上の控除対象扶養親族 1 人につき …… 45 万円</li> </ul>									
13 基 礎 控 除	<table border="1"> <tr> <td>納税者本人の所得金額</td> <td>2,400 万円以下</td> <td>43 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,400 万円超 2,450 万円以下</td> <td>29 万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2,450 万円超 2,500 万円以下</td> <td>15 万円</td> </tr> </table>	納税者本人の所得金額	2,400 万円以下	43 万円		2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円		2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
納税者本人の所得金額	2,400 万円以下	43 万円								
	2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円								
	2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円								



## ●税額控除の内容

### ◎税額控除（調整控除）

<p>納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額 合計課税所得金額が200万円以下の者 次の①と②のいずれか少ない額の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額</p> <p>合計課税所得金額が200万円超の者 ①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（県民税2%、市民税3%）に相当する金額 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額</p>						
控除の種類	金額	控除の種類	金額			
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
障害者控除	普通	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	配偶者特別控除	48万円超 50万円未満	5万円	4万円	2万円
寡婦控除	1万円		50万円以上 55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親控除	父	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	母		5万円	老人	10万円	
勤労学生控除	1万円	特定	18万円	同居老親等	13万円	

### ◎税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

### ◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額控除）

区 分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

### ◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

<p>前年分の所得税において平成21年から令和7年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額（97,500円を限度）を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額 ただし、居住年が平成26年から令和3年まで（地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和4年まで）であって特定取得、特別特定取得（特例取得及び特別特例取得を含む。）又は、特例特別特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額） ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）</p>			
市民税	3 / 5	県民税	2 / 5

### ◎税額控除（寄附金税額控除）

<p>前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の県民税は4%、市民税は6%に相当する金額（総所得金額等の合計額の30%を上限） 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの</p> <p>ただし、1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の県民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）</p>	
課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
0円以上195万円以下	84.895%
195万円を超え330万円以下	79.79%
330万円を超え695万円以下	69.58%
695万円を超え900万円以下	66.517%
900万円を超え1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職金額を有しない場合）	90%
0円未満（課税山林所得金額及び課税退職金額を有する場合）	地方税法に定める場合

## 市民税・県民税等の計算

例

支払給与総額	5,332,000 円				
社会保険料控除額	164,000 円				
生命保険料控除額	35,000 円				
配偶者控除額	330,000 円	→ 所得税控除額	380,000 円	所得税との人的控除の差 =	50,000 円
扶養控除額 (特定扶養 1 人)	450,000 円	"	630,000 円	"	180,000 円
基礎控除額	430,000 円	"	480,000 円	"	50,000 円
				所得税との人的控除の差の合計 =	280,000 円

### 標準課税

5,332,000 円の給与所得控除後の額……3,825,600 円

$$3,825,600 \text{ 円} - 164,000 \text{ 円} - 35,000 \text{ 円} - 330,000 \text{ 円} - 450,000 \text{ 円} - 430,000 \text{ 円} = 2,416,600 = 2,416,000 \text{ 円 (1,000 円未満切捨て)}$$

(社会保険料控除)
(生命保険料控除)
(配偶者控除)
(扶養控除)
(基礎控除)
(合計課税所得金額)

### ① 市民税

$$\left( 2,416,000 \text{ 円} \times \frac{6}{100} \right) - 1,500 \text{ 円} + 3,000 \text{ 円} = 146,400 \text{ 円 ( ) 内、100 円未満切捨て}$$

(合計課税所得金額)
(税率)
(調整控除)
(均等割)
(市民税額)

↓  
 人的控除の差の合計 280,000 円 - 416,000 円 (合計課税所得金額 - 200 万円) = △ 136,000 円  
 ※ 50,000 円を下回る場合は 50,000 円      50,000 円の 3% = 1,500 円

### ② 県民税

$$\left( 2,416,000 \text{ 円} \times \frac{4}{100} \right) - 1,000 \text{ 円} + 1,000 \text{ 円} = 96,600 \text{ 円 ( ) 内、100 円未満切捨て}$$

(合計課税所得金額)
(税率)
(調整控除)
(均等割)
(県民税額)

↓  
 50,000 円の 2% = 1,000 円

### ③ 市民税・県民税等合計年税額

$$146,400 \text{ 円} + 96,600 \text{ 円} + 1,000 \text{ 円} = 244,000 \text{ 円}$$

(市民税)
(県民税)
(森林環境税)
(年税額)

### ④ 特別徴収での月割額の算出

$$244,000 \text{ 円} \div 12 \text{ か月} = 20,300 \text{ 円} \dots\dots \text{余り 400 円 (1,000 円未満の端数は 6 月分に加算します。)}$$

6 月分：20,700 円  
 7 月分以降：20,300 円

# OCR処理用の特別徴収に係る個人住民税等の納入書等の作成要領

沖縄県石垣市 個人住民税 領収証書 ㊦			沖縄県石垣市 個人住民税 納入書 ㊦			沖縄県石垣市 個人住民税 納入済通知書 ㊦		
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
472077	02010-3-960177	石垣市会計管理者	472077	02010-3-960177	石垣市会計管理者	472077	02010-3-960177	石垣市会計管理者
① 令和 年 月 分		② 指定番号	① 令和 年 月 分		② 指定番号	① 令和 年 月 分		② 指定番号
		③ 3,100 円			③ 3,100 円	③ 3,100 円		③ 3,100 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分(一括徴収分を含む) ④	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分(一括徴収分を含む) ④	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。		給与分(一括徴収分を含む) ④
		⑤			⑤			⑤
		延滞金			延滞金			延滞金
納期限 令和 年 月 日		督促手数料	納期限 令和 年 月 日		督促手数料	納期限 令和 年 月 日		督促手数料
		合計額			合計額	取 り ま と め 局		合計額
						〒812-8794 福岡貯金事務センター		
(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 ⑥		領収日付印	(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 ⑥		領収日付印	(特別徴収義務者) 住所 〒 又は 所在地 ⑥		領収日付印
氏名 又は 名称		殿	氏名 又は 名称			氏名 又は 名称		納

上記のとおり領収しました。 (納入者保管)      上記のとおり納入します。      上記のとおり通知します。

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

- ①には 課税年度、特別徴収月を記入してください。(①②③⑥の各欄は当初課税のみコンピューターで印字されます。)
- ②には 市より通知のあった「指定番号」を記入してください。
- ③には 当初課税の納入金額が各月毎に印字されています。印字された金額と納入すべき金額が異なるときには④の欄へ記入してください。(P10 参照)
- ④には 毎月個人から徴収した市民税・県民税等の合計金額を記入してください。  
なお、退職により一括徴収した税額がある場合は上記金額と併せて合計額を記入してください。
- ⑤には 退職金にかかる市民税・県民税を納める場合は、その市民税・県民税の合計額を記入してください。  
その場合納入済通知書の裏 (P10 参照) の市民税・県民税納入申告書も必ず記入してください。  
なお、「市民税・県民税(退職所得分)納入申告書」にはつぎのことを必ず記入してください。  
1. 納税人員 2. 退職金の支払金額 3. 特別徴収した市民税額・県民税額
- ⑥には 会社の住所(所在地)、氏名(名称)を記入してください。会社のゴム印でもよろしいですが必ず3か所それぞれに押してください。

# 納入済通知書の裏面

# 納入書の裏面

市民税 納入申告書	
令和 年 月 日 提出	
退職手当等支払金額	令和 年 月分 人員
特別徴収税額	市民税
	県民税
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。	
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 氏名又は名称 法人番号又は個人番号	(受付印) 印

納入場所	
沖縄銀行・琉球銀行・沖縄海邦銀行・沖縄県農業協同組合 九州信漁連八重山代理店・沖縄県労働金庫・沖縄県内の郵便局	
○沖縄県外の郵便局を利用される事業所においては、「特別徴収のしおり」内の「指定通知書」をご利用される郵便局に提出後、納付してください。 ・上記の金融機関の各本店・支店および上記の金融機関と為替取引のある金融機関	
◎納入書の記入及び取扱いについてのお願ひ!!	
① 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	
1. 納入書は、光学文字読取装置（OCR）で直接読取りを行ないますので「黒のボールペン」を使用し、上記の字体にならって枠からはみ出さないように大きめの数字で明瞭に記入してください。	
2. 汚したり、折り曲げたり、ピンやホッチキスでとめないてください。	

## 2 納入すべき金額が納入金額の(1)の欄の金額と異なるときの使用例

沖縄県石垣市 個人市民税 領収証書		個人市民税 納入書		個人市民税 納入済通知書	
市区町村コード	口座番号	加入者名	市区町村コード	口座番号	加入者名
472077	02010-3-960177	石垣市会計管理者	472077	02010-3-960177	石垣市会計管理者
令和 年 月 分	指定番号	納入金額(1)	令和 年 月 分	指定番号	納入金額(1)
		2,600 <del>3,100</del>			2,600 <del>3,100</del>
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分 (分を単位) 納 入 退 職 所得分 延滞金 督 促 手数料 (2)	納 入 退 職 所得分 延滞金 督 促 手数料 (2)	納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	納 入 退 職 所得分 延滞金 督 促 手数料 (2)	納 入 退 職 所得分 延滞金 督 促 手数料 (2)
納期限 令和 年 月 日	合計額	合計額	納期限 令和 年 月 日	合計額	合計額
	2,600	2,600		2,600	2,600
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏 名 又は 名称	領 取 日 付 印	(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏 名 又は 名称	領 取 日 付 印	(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏 名 又は 名称	納
上記のとおり領収しました。(納入者保管)		上記のとおり納入します。		上記のとおり通知します。	

# 給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書

提出用

◎この異動届出書は異動があった月の翌月10日までに必ず（一括徴収した場合においても）提出して下さい。  
◎この異動届出書は、石垣市ホームページでダウンロードできます。 右の※印の欄には記入しないでください。

※CD	
処 ※理 日	現年度
	新年度
	両年度
特別徴収義務者指定番号	
宛名番号（注1）	
連 絡 者	係
	氏名
	TEL ( ) (内線 )

年 月 日	給与（特別徴収義務者）	住所（居所） 又は所在地	郵便番号	特別徴収義務者指定番号			
石垣市長 殿	フリガナ	フリガナ		宛名番号（注1）			
	名称	名称		連 絡 者	係		
	個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号			氏名		
	給与所得者（異動者）			TEL	( ) (内線 )		
フリガナ	給与所得者（異動者）	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
氏名	生年月日				年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. 住所誤報	<input type="checkbox"/> A. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> B. 一括徴収 <input type="checkbox"/> C. 普通徴収 Cを○で囲んだ場合は、左下の「一括徴収しない理由欄」の該当する番号を○で囲んでください。
受給者番号			月分から	月分から			
個人番号							
1月1日現在の住所			月分まで	月分まで			
現住所	給与支払を受けなくなった後の住所						

**C 普通徴収**  
※未徴収額を本人が支払う

※石垣市より退職者本人に通知しますので旧住所欄とあわせて現住所欄も必ず記入してください。

**B 一括徴収**  
※未徴収額を特別徴収義務者が給与等から徴収する。

一括徴収した税額は  月分で納入する  
( 月 日納入)

給与又は退職手当等の支払予定月日	一括徴収予定額(ウ)と同額	異動者印
	円	

**A 特別徴収継続（転勤・再就職）**  
※未徴収額を新特別徴収義務者が給与から徴収する。

特別徴収義務者指定番号

新 特 別 徴 収 義 務 者	所在地	
	フリガナ	
	名称	
	個人番号 又は法人番号	
連 絡 者	係	
	氏名	
	TEL ( ) (内線)	

月割額 円を  月分から徴収し納入する。

新受給者番号

下記の欄には、その年の1月1日から退職時までには支払の確定した給与の額等を記載してください。

1月1日以降退職時までの給与支払総額(賞与含む)	退職手当等の支払額(支払予定額)
円	円
社会保険料額	勤続年数
円	年 力月

一括徴収しない理由

- 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人から申出がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の欄)を超える給与、又は退職手当の支払がないため。
- その他 理由 ( )

- 【注意】
- 「宛名番号」の欄には《特別徴収税額通知書》に記載された宛名番号を記入してください。
  - 転勤・再就職により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、新勤務先へ回付願います。
  - 新勤務先では「A特別徴収継続」欄の事項を記入し、1月1日現在の住所地（課税地）の市区町村に送付してください。
  - 1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。



# 特別徴収への切替申請書

[普通徴収 → 特別徴収]

年 月 日	給与支払者	住所又は所在地											特別徴収義務者指定番号		新規 ○印			
		氏名又は名称	フリガナ													連絡先	係名	事業種目
		法人番号																

給与所得者	受給者番号 (あれば記入)	フリガナ	生年月日		左記の者について 普通徴収の <input type="text"/> 期分以降を 当社で <input type="text"/> 月分より 特別徴収いたします。
		氏名	年 月 日		
	1月1日の住所				
	現住所				

異動年月日	年 月 日	注 意 事 項	※普通徴収の納期限を過ぎたものは特別徴収への切替はできません。  【普通徴収の納期限】 第1期：6月30日 第2期：8月31日 第3期：10月31日 第4期：1月31日  納期限が土、日曜日・祝祭日の場合は、翌日（平日）となります。	市町村処理欄
申請理由（○印をつけてください。）				台帳処理年月日
入社したため				入力処理年月日
その他（例：復職など）				通知書番号
				個人コード（宛名番号）

※新規の場合新規に○印をつけ、事業種目を記入してください。



# 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書（承認・取消）

処 理 日  
年 月 日

石垣市長 殿  年 月 日 提出	申 請 書	住所又は 所在地											特別徴収 義務者 指定番号	
		氏名又は 名 称											電 話	
		法人番号												

地方税法第 321 条の 5 の 2 の規定による特別徴収税額の納期の特例について { 1. 承認 2. 取消 } を申請します。

## 1. 特例の適用を受けようとする税額

年 月分 以降の特別徴収税額

申請日前 6 か月間の各月末の 給与を受ける者の人員及び月 の支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額	年 月	人員	給与支払金額

(注) ・申請書の提出以前の特別徴収税額につきましては、徴収すべき月の翌月 10 日を納期限としています。  
 ・特別徴収税額の納入に支障が生ずるおそれがあると認められる、相当の事由がある場合には申請が却下されることがありますので御了承下さい。

## 2. 納期の特例の適用を取消す事由

- (1) 給与の支払を受ける者が常時 10 人未満ではなくなった為
- (2) その他 ( )

(注) 特例の取消の場合、その申出の日の属する翌月 10 日までに、納期の特例に係る特別徴収税額を納めてください。

## 3. その他

- (1) 市税の滞納の有無について ( 有 ・ 無 )  
 有る場合、その理由… ( )
- (2) 申請日前 1 年以内の納期の特例について  
 その承認の取消を受けたことが ( 有 ・ 無 )

令和 7 年 6 月 1 日

郵便局長 殿

石垣市長 中山 義隆



## 指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税及び県民税（特別徴収税額）取扱局に指定しましたので通知します。

1. 口座番号 02010-3-960177
2. 加入者名 石垣市会計管理者
3. 取りまとめ局 福岡貯金事務センター (〒812-8794)